

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パレスチナ解 放機構 (注5)	ジェリコ・ヒシヤム宮殿遺跡大浴場保護シエルター建設及び展 示計画(詳細設計)のための贈 与に関する日本国政府とパレス チナ解放機構との間の交換公文	ジェリコ・ヒシヤム宮殿遺跡大浴場保護シエルター建設及び展 示計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	74,000千円 H30.10.31 まで	H28.2.15 東京で (同日)	日本側 大久保武ババレスチ ナ関係担当大使兼対パバ レスチナ暫定自治政府日本 国政府代表事務所長 ババレスチナ解放機構側 ピール・オウデ経済庁長 官	H28.3.4 59号
パレスチナ解 放機構 (注5)	ジェリコ・ヒシヤム宮殿遺跡大浴場保護シエルター建設及び展 示計画のための贈与に関する日 本国政府とパレスチナ解放機構 との間の交換公文	ジェリコ・ヒシヤム宮殿遺跡大浴場保護シエルター建設及び展 示計画を実施するために必要な生産物及び役 務の購入	1,235,000千円 H35.12.31 まで	H28.9.6 ラマッラ で (同日)	日本側 大久保武ババレスチ ナ関係担当大使兼対パバ レスチナ暫定自治政府日本 国政府代表事務所長 ババレスチナ解放機構側 ピール・オウデ経済庁長 官	H28.10.13 392号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。
(注5) 本案件では、国(政府)、国際機関に該当しない。